

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十四年八月三十日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

別紙対象者一覧のとおり

二 送達すべき書類の名称

一般国道三七五号改築工事（東広島・呉自動車道）（広島県東広島市西条町馬木地内から同市黒瀬町乃美尾字ナマツ原地内まで及び同市黒瀬町檜原字鷹原地内から同市黒瀬町津江字新寺地内まで）に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用する土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
東広島市 西条町 馬木	二〇〇一番二	保安林	山林	九七八	九七八・五二	九七八・五二

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十四年九月十三日に、その書類の送達があったものとみなされます。

(別紙) 対象者一覧

氏 名	住 所
(亡) 大塚勇相続人 大塚 隆雄	不 明
(亡) 大塚勇相続人 大塚 眞	不 明
西山 望	東京都杉並区下高井戸3丁目14番11号
堀田 直樹	愛媛県松山市高岡町550番地2
堀田 こずえ	愛媛県松山市空港通1丁目3番5号谷第一ビル301号
永田 範司	東京都大田区西六郷三丁目4番11号 株岡本組
佐々木 靖信	広島県広島市南区西本浦町18番13号
吉備 秀基	大阪府大阪市淀川区新北野2丁目8番6号 宗垣様方
小山 クニコ	不 明
保田 充	広島県呉市苗代町591番地の1
後藤 静香	広島県広島市西区己斐東二丁目24番10号
後藤 憲二	広島県広島市西区己斐東二丁目24番10号

上記の外、次の土地登記名義人の相続人（ただし、存否不明）うち、送達すべき書類の送達を受けていない者

氏 名	住 所
(亡) 金谷平相続人	不 明
(亡) 森岡武助相続人	不 明